

変更前

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

令和8年4月1日以降版

変更後

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

令和8年4月1日以降版

（令和8年8月 一部修正）

変更前

第2号 工事経歴書	61
第3号 直前三年の各事業年度における工事施工金額	69
第4号 使用人数	70
第6号 誓約書	71
第7号 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	72
第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	74
第7号 常勤役員等の略歴書（別紙）	79
第7号の2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）	80
第7号の3 健康保険等の加入状況	81
第8号 営業所技術者等証明書（新規・変更）	83
第9号 実務経験証明書	86
第10号 指導監督の実務経験証明書	88
第11号 令第3条に規定する使用人の一覧表	89
第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	90
第13号 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	90
第14号 株主（出資者）調書	91
第15号 貸借対照表	92
第16号 損益計算書・完成工事原価報告書	94
第17号 株主資本等変動計算書	101
第17号の2 注記表	103
第17号の3 附属明細表	106
第18号 貸借対照表（個人用）	109
第19号 損益計算書（個人用）	110
第20号 営業の沿革	111
第20号の2 所属建設業者団体	112
第20号の3 主要取引金融機関名	113
第22号の2 変更届出書	114
第22号の3 届出書	119
別紙8 変更届出書	121
第22号の4 廃業届	122
別紙6-1 経營業務を補佐した経験の認定に関する調書	124
別紙6-2 常勤役員等有する業務経験の認定に関する調書	125
別紙6-3 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書	126
診断書作成例	127
健康保険等の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項	129
建設業法施行規則別表（一） 都道府県知事コード	131
建設業法施行規則別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）	132
建設業法施行規則別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）	135

変更後

第2号 工事経歴書	61
第3号 直前三年の各事業年度における工事施工金額	69
第4号 使用人数	70
第6号 誓約書	71
第7号 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	72
第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	74
第7号 常勤役員等の略歴書（別紙）	79
第7号の2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）	80
第7号の3 健康保険等の加入状況	81
第8号 営業所技術者等証明書（新規・変更）	83
第9号 実務経験証明書	86
第10号 指導監督の実務経験証明書	88
第11号 令第3条に規定する使用人の一覧表	89
第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	90
第13号 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	90
第14号 株主（出資者）調書	91
第15号 貸借対照表	92
第16号 損益計算書・完成工事原価報告書	94
第17号 株主資本等変動計算書	101
第17号の2 注記表	103
第17号の3 附属明細表	106
第18号 貸借対照表（個人用）	109
第19号 損益計算書（個人用）	110
第20号 営業の沿革	111
第20号の2 所属建設業者団体	112
第20号の3 主要取引金融機関名	113
第22号の2 変更届出書	114
第22号の3 届出書	119
別紙8 変更届出書	121
第22号の4 廃業届	122
別紙6-1 経營業務を補佐した経験の認定に関する調書	124
別紙6-2 常勤役員等有する業務経験の認定に関する調書	125
別紙6-3 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書	126
診断書作成例	127
建設業法施行規則別表（一） 都道府県知事コード	131
建設業法施行規則別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）	132
建設業法施行規則別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）	135

変更前

建設業の種類	業種	内容	例示	区分の考え方
コンクリート工事 とび・土工・ 土工事業	とび・土工事業			チ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 リ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石工事事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は構方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。 ① 根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ② 建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 ③ コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、電事線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	管工事事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水进行处理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

変更後

建設業の種類	業種	内容	例示	区分の考え方
コンクリート工事 とび・土工・ 土工事業	とび・土工事業			チ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 リ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石工事事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は構方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。 ① 根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ② 建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 ③ コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、電事線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	管工事事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水进行处理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

変更前

表1-1-3 【常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者及び営業所技術者等の常勤性に関する確認資料】

確認項目			添付書類	備考
常勤性	健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合	(7 5 歳以上の場合、右のいずれか)	標準報酬決定通知書(年金機構理事長印が押印されたもの)の写し(注2-1) ※標準報酬決定一覧表の写し也可	新規雇用の場合は、資格取得届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)
			一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3) (後期高齢者医療資格確認書の写しを添付(注1))	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
			厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)(注4) ※「厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写し也可	新規雇用の場合は、厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)(注4)
	上記以外の場合(注5)(右のいずれか)		住民税特別徴収税額通知書の写し	特別徴収義務者用のものを添付
			雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	
			一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
			常勤の確約書	新規雇用の場合のみ

- (注1) 被保険者等記号・番号等を黒く塗りつぶすなどしてマスキングを施すこと(マスキングの方法については129頁参照)。
(注2-1) 押印が無くても、到達番号が記載されている場合は、電子申請の処理が完了した画面を印刷した書面は不要。(疑義がある場合は、追加書類の提出を求めるものとします。)
(注2-2) 電子申請の場合、電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
(注3) 常勤性について、常勤性を証明する者の一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写しで証明する場合、全員の一人別源泉徴収簿を提示いただき、(源泉)所得税額との整合性を確認する必要があります。
(注4) 厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。
(注5) 個人事業主の申請において、個人事業主が常勤役員等又は営業所技術者等の場合、常勤性に関する確認書類は不要。

表1-1-4 【許可申請者、法人の役員等及び令第3条に規定する使用人(営業所長、支配人)の欠格条件に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
欠格要件	成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(34頁参照)	後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 ※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。 ※外国籍の方も要添付。
		成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。
	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(127～128頁参照)	医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載。
		破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。

変更後

表1-1-3 【常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者及び営業所技術者等の常勤性に関する確認資料】

確認項目			添付書類	備考
常勤性	健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合	(75歳以上の場合、右のいずれか)	標準報酬決定通知書(年金機構理事長印が押印されたもの)の写し(注2-1) ※標準報酬決定一覧表の写しも可	新規雇用の場合は、資格取得届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)
			一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3) (住民税特別徴収税額通知書の写しを添付(注1))	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
			厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)(注4) ※「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」の写しも可	新規雇用の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者該当届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注2-2)(注4)
	上記以外の場合(注5)(右のいずれか)		住民税特別徴収税額通知書の写し(注1)	
			雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	
			一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
			常勤の確約書	新規雇用の場合のみ

- (注1) 特別徴収義務者用のものを添付すること。
(注2-1) 押印が無くても、到達番号が記載されている場合は、電子申請の処理が完了した画面を印刷した書面は不要。(疑義がある場合は、追加書類の提出を求めるものとします。)
(注2-2) 電子申請の場合、電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
(注3) 常勤性について、常勤性を証明する者の一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写しで証明する場合、全員の一人別源泉徴収簿を提示いただき、(源泉)所得税額との整合性を確認する必要があります。
(注4) 厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。
(注5) 個人事業主の申請において、個人事業主が常勤役員等又は営業所技術者等の場合、常勤性に関する確認書類は不要。

表1-1-4 【許可申請者、法人の役員等及び令第3条に規定する使用人(営業所長、支配人)の欠格条件に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
欠格要件	成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(34頁参照)	後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 ※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。 ※外国籍の方も要添付。
		成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。
	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(127～128頁参照)	医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載。
		破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。

変更前

◎後期高齢者医療資格確認書の写しを提出する場合の留意事項

個人情報保護の観点から、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 8 年 7 月 31 日
交付年月日	令和 7 年 8 月 1 日
被保険者番号	[マスキング]
住所	水戸市赤塚 1 丁目 1 番地
被保険者氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 5 年 5 月 5 日
資格取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
負担割合	1 割
発効期日	平成 20 年 4 月 1 日
限度区分	区 I
発効期日	令和 7 年 8 月 1 日
長期入院該当日	
特定疾病区分	
発効期日	令和 7 年 8 月 1 日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	[マスキング] 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

枠の箇所にマスキング
(黒く塗りつぶす等)を施す

変更後

メ モ